長野県ECOCOロゴマーク使用取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、長野県ECOCOロゴマーク(以下「ロゴマーク」という。)を使用する場合の 取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(ロゴマークに関する権限)

第2条 ロゴマークに関する一切の権限は、長野県に属する。

(使用の承認)

- 第3条 ロゴマークを使用しようとする者は、あらかじめ長野県林務部長(以下「部長」という。)の 承認を受けるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。
 - (1) 新聞、テレビ、雑誌等報道関係機関が報道目的に使用する場合
 - (2) その他使用承認の手続きを必要としないと部長が認めた場合

(使用の申込)

第4条 前条の承認を受けようとする者は、「長野県ECOCOロゴマーク使用承認申請書」(様式1) に、次の各号に掲げる書類を添えて部長に申請するものとする。

ただし、部長が別に定める団体等が申請を行う場合は、添付書類の一部を省略することができる。

- (1) 申請者の所在、設立目的及び活動内容を明らかにする書類(既存パンフレットで可)
- (2) 企画書等ロゴマークの使用内容が分かるもの
- (3) その他部長が必要と認める書類

(使用承認等)

- 第5条 部長は、前条に規定する申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、当該使用が次の 各号のいずれかに該当すると認めたときは、期間を定めて使用を承認することができる。
 - (1)長野県産材の利用拡大並びに長野県産材СО2固定量認証制度の周知、普及に効果がある場合
 - (2) 森林の里親契約企業又は市町村で、森林の里親促進事業の周知、普及に効果がある場合
 - (3) 小海県有林 J-VER を県から 1 トン $(t-CO_2)$ 以上購入し、小海県有林 J-VER の周知、普及に効果がある場合
- 2 部長は、前項の規定により使用を承認するときは、「長野県ECOCOロゴマーク使用承認書」(様式2)を交付するものとする。
- 3 第1項の規定は次の各号のいずれかに該当する場合は、これを承認しない。
 - (1) 長野県産材CO₂固定量認証制度、森林の里親促進事業及び小海県有林 J-VER プロジェクトの品位を傷つけ、信頼性を損なうおそれがある場合
 - (2) 県民の利益を害するおそれがある場合
 - (3) 特定の政治、思想、宗教の活動に利用されるおそれがある場合
 - (4) 特定の個人又は団体の売名行為に利用されるおそれがある場合
 - (5) 事業所等が自己のシンボルマーク又は商標、意匠として使用するおそれがある場合
 - (6) 法令又は公序良俗に反するおそれがある場合
 - (7) その他承認することを部長が不適当と認めた場合
- 4 前項の場合、申請に要した費用等については、長野県は一切の責任を負わない。

(使用上の遵守事項)

- 第6条 ロゴマークを使用する者(以下「ロゴマーク使用者」という。)は、次の各号に掲げる事項を 遵守しなければならない。
 - (1) 部長が承認した使用目的等にのみに使用すること。
 - (2) 長野県ECOCOロゴマークキャラクターデザインマニュアルに定められた形状、色等に従って正しく使用すること。
 - (3) ロゴマークの一部のみを使用し、又は変形したり、他の図形や文字と重ねて使用しないこと。 ただし、部長が必要と認めた場合は、この限りでない。
 - (4) 当該使用に係る成果品の完成見本を速やかに部長に提出すること。ただし、完成見本の提出が困難な場合は、写真等の提出をもって代えることができるものとする。
 - (5) 部長は、ロゴマーク使用者にロゴマークの使用状況等について報告させ、又は調査をすることができる。

(承認内容の変更等)

- 第7条 ロゴマーク使用者が、使用承認の内容について変更をしようとする場合は、あらかじめ「長野県ECOCOロゴマーク使用承認変更申請書」(様式3)を部長に提出するものとする。
- 2 部長は、前項に規定する申請書の提出があった場合、その内容を審査し、適当と認めたときは「長野県ECOCOロゴマーク使用変更承認書」(様式4)を交付するものとする。

(承認の取消し等)

- 第8条 部長は、次の各号のいずれかに該当するときは、ロゴマーク使用者に対し、使用承認の取消 し又は使用品の回収等の措置を講ずることができる。
 - (1) ロゴマーク使用者がこの規程に違反したとき。
 - (2) 申請書の内容に虚偽のあることが判明したとき。
 - (3) ロゴマーク使用者が、各種法令に違反したとき。
 - (4) その他、ロゴマークの使用継続が不適当であると認められたとき。

(使用の非独占性)

第9条 ロゴマークは、非独占的に使用するものとする。

(経費等の負担)

第10条 長野県は、この規程によるロゴマーク使用にかかる経費を負担しない。

(損失補償等の責任)

第11条 長野県は、ロゴマーク使用に係る損失補償等一切の責任を負わない。

(その他)

第12条 本規程に定めるもののほか、ロゴマーク使用に関し必要な事項は部長が別に定める。

附則

この規程は、平成24年5月25日から施行する。

部長が別に定める団体

・信州木材認証製品センター